

メラミン食器仕様書

1 品名・品番 メラミン食器
大皿 YD-160 (外側：オレンジ 内側：白)
小皿 YD-120 (外側：オレンジ 内側：白)
汁椀 YW-133 (外側：オレンジ 内側：白)

2 メーカー 日本調理機(株)製

3 数 量 大皿 YD-160 9,000枚
 小皿 YD-120 9,000枚
 汁椀 YW-133 8,000枚

※ 発注者が指定する数量を調理場内の保管庫分と、倉庫へ分けて納品対応できるように段取りすること。

4 納入場所 安城市北部学校給食共同調理場

5 納入期限 平成27年 8月19日 (水)

6 一般事項

- (1) 納品に伴い不用となる梱包材等の撤去・処分は、受注者が責任を持って行い、関係法規に基づき適切な処分を行うこと。
- (2) 製品の納品に伴い不要となる調理場の使用済み食器は、7月16日(木)の指定する時間に引取りに来ること。その引き取った食器は、受注者の負担により関係法規に基づき適切な処理をすること。(推奨：リユース)
- (3) 上記の処理に伴い、不要となる使用済み食器を一時保管する廃棄物コンテナ等を受注者の負担により必要に応じて用意すること。
- (4) 製品の納品日程については、発注者と調整すること。
- (5) 製品の検査は完了検査とし、発注者の指示に従うこと。
- (6) その他、疑義が生じた時は発注者と協議すること。
- (7) 納品に際し受注者が調理場内に立ち入る場合は、検便検査(赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌O-157)を実施し調理場係員にその結果証明書を提示し確認を受け業務を行うこと。(証明の有効期限は、概ね1ヶ月間)
- (8) 納品等に際し施設等に破損、汚損、その他問題が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従い速やかに対応すること。
- (9) 入札書に記載する金額は 消費税を除いた金額を記載する事。

問合せ先 安城市総務課給食係 (北部調理場内)
電 話 0566-76-4700
F A X 0566-77-1850